

市内認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 各位

鹿屋市高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の取扱いについて（通知）

本市における介護保険事業の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

さて、地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）につきましては、鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、外部評価の実施回数に対する緩和措置（2年に1回）を講じているところですが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時的な取扱いとして下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

なお、外部評価を実施しない場合においても自己評価は実施し、高齢福祉課給付管理係まで御提出ください。

記

1 実施要領第4条に基づく実施回数の緩和措置について

(1) 緩和要件「過去に外部評価を5年間連続していること（要領第4条（2）」について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、外部評価を実施しなかった年度は、実施回数に含まれない。ただし、連続実施は中断しない取扱いとする。

事例1：新規に緩和措置を受けることとなる事業所

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施	実施	実施	実施	未実施	実施	免除
← 継続実施と見なす				→		

事例2：過去に緩和措置を受けたことのある事業所

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施	免除	実施	免除	未実施	実施	免除
← 継続実施と見なす				→		

(2) 緩和要件「運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していること（要領第4条（イ）」

6回未満の実施であっても、やむを得ない事由があると関係市町村が判断する場合は、要件を満たしているものとして取り扱う。（「適用要件確認書」にやむを得ない事由を記載する。）

2 適用期間

令和2年4月1日から遡及して当分の間

【問合せ先】

鹿屋市役所 高齢福祉課 給付管理係  
担当：兒高(コタカ)  
Tel：0994-31-1116